

シンガポール 2020 年度予算案の解説

(日本語要約)

「シンガポール 2020 年度予算案の解説」（日本語要約）の発行にあたり

2020 年 2 月 18 日、2020 年度予算案が発表されました。その内容のうち、税制その他の改正点に関する政府の提言について、解釈及び注釈を加え、私どもの税務部門より「Singapore Budget 2020 Commentary」（英語版）を発行しております。ここに、その日本語要約版をお送りいたします。

この日本語要約は、日系企業の関心が特に高いと思われる税制改正項目部分を中心に作成しており、その他の税制改正につきましては、省略した部分がありますことをご了承いただきたく存じます。また、最終的に法制化されるまで、その内容に未確定な部分が含まれておりますので、現段階では参考としてご利用されることをお願い申し上げますとともに、記載されている内容につきまして、最終判断をなされる際には、弊事務所の税務部門等の専門家とご相談されることをお勧めいたします。

なお、同時にお送りいたします英語版を正とし、当該日本語要約版と英語版の内容が異なる場合には、英語版を優先するものとします。また、後日「2020 年度シンガポール予算案 Web セミナー」の開催も予定しておりますので、そちらの内容もご参照いただけますと幸いです。

なお、本稿に関するお問い合わせは、以下をお願いいたします。

Deloitte & Touche LLP

日系企業サービスグループ

パートナー 上田 雅也

マネジャー 森口 晴美

税務部門

パートナー 千頭和 英樹

シニアマネジャー 平山 真澄

シニアマネジャー 木谷 聡

マネジャー 下川 直輝

6 Shenton Way

OUE Downtown Two

#33-00 Singapore 068809

Tel: 65-6224-8288

目次

| 項目 | ページ |
|--|-----|
| シンガポール予算案（税制改正）の概要 | 5 |
| 2020 年度予算案における主な税制改正提案 | 5 |
| 法人所得税 | |
| 法人所得税の税率とリベート | 5 |
| 会計年度終了後 3 ヶ月以内の ECI 申告に係る無利息分納の 2 ヶ月自動延長 | 5 |
| 未使用の減価償却及び営業損失の繰り戻し（適格控除）対象賦課年度の拡大 | 6 |
| 機械及び設備（P&M）の取得価額の早期償却オプション | 7 |
| 修復費及び改修費の早期償却オプション | 7 |
| 国際化のための二重費用控除(DTDi)制度の延長及び拡大 | 7 |
| M&A 制度の延長 | 8 |
| 保険業に対する優遇税制の延長 | 9 |
| 海事セクター・インセンティブ(MSI)の延長及び拡大 | 10 |
| 預入証拠金の源泉税免除の拡大 | 11 |
| 金融財務センター(FTC)制度の延長及び拡大 | 11 |
| グローバル・トレーダー・プログラム(GTP)の延長及び見直し | 12 |
| ベンチャー・キャピタル・ファンド及び同運用会社に対する優遇税制の延長及び見直し | 12 |
| 土地有効活用に関する減価償却(LIA)の延長 | 13 |
| ITA 第 19D 条に基づく、国際海底ケーブルシステムの破棄できない使用权（IRU）の取得に係る減価償却(WDA)の延長 | 14 |
| ITA 第 14E 条に基づく研究開発費の追加控除制度の期限切れ | 14 |
| ITA 第 19 条及び第 6 表に基づく、機械及び設備（P&M）の耐用年数の簡素化 | 14 |
| 資本的補助金による支出に対する税制上の取扱いの見直し | 15 |
| 普通株式キャピタルゲインに対する非課税の延長及び見直し | 15 |
| 個人所得税 | |
| 個人所得税率 | 17 |
| 非居住者仲介者(non-resident mediators : NRMs)に対する源泉税(WHT)免除の延長 | 17 |
| 非居住者仲裁人(non-resident arbitrators : NAR)に対する源泉税(WHT)免除の延長(NRA) | 17 |
| 非居住者芸能人(non-resident public entertainers : NRPE)の源泉税(WHT)率減期間の延長 | 17 |
| エンジェル投資家控除(AITD)制度の失効 | 18 |
| 55 歳以上 70 歳未満のシンガポール永住者（SPR）の従業員 CPF 拠出率の上昇 | 18 |
| 間接税 | |
| GST 税率 | 20 |
| その他 | |
| Market Readiness Assistance(MRA)の拡大 | 21 |
| 電気自動車、ハイブリッド車の道路税制改正 | 21 |
| ジョブ・サポート・スキーム(JSS) | 22 |

| | |
|------------------------|----|
| 賃金クレジット・スキーム (WCS) の拡大 | 22 |
| 適格商業用不動産に対する固定資産税リベート | 23 |
| シニアワーカーサポートパッケージ | 23 |
| 外国人課徴金制度 (FWI) | 25 |

I. シンガポール予算案（税制改正）の概要

2020年2月18日、副首相兼財務大臣の Heng Swee Keat 氏は、2020年度シンガポール予算案を発表しました。法人所得税につきましては、法人税率に変更はなく、設備投資促進のための税制措置の導入や、各種優遇税制（トレーディング、グループ金融、海運業、保険業等）の延長・拡大等、日系企業にとって重要な改正項目が多く含まれています。

個人所得税につきましては、所得税率に変更はなく、エンジェル投資家控除(AITD)制度の失効等あるものの、重要な改正項目は比較的少ないと思われます。

間接税（GST）につきましては、2021年までは税率は7%のまま据え置きされ、2022年から2025年の間のいずれかの時点において引き上げられる見込みです。

II. 2020年度予算案における主な税制改正提案

以下では、2020年度予算案による税制改正提案のうち、多くの企業が対象となると考えられる項目について記載しています。その他の税制改正提案については、英語版をご参照下さい。

法人所得税

法人所得税の税率とリベート

シンガポールにおける法人所得税率は17%であり、2020賦課年度より最初の S\$200,000 の課税所得に対して部分免税が適用されています（2018年予算案にて公表）。2019賦課年度以前においては、最初の S\$300,000 の課税所得に対して部分免税が適用されていました。

予算案における提案

法人税所得税率の変更はないものの、2020賦課年度においては、事業コストの軽減等を目的とし、S\$15,000 を上限として、法人所得税額の25%がリベートとして減免されます。

会計年度終了後3ヶ月以内の Estimated Chargeable Income (ECI) 申告に係る無利息分納の2ヶ月自動延長

現在、会計年度終了から3ヶ月以内に ECI 申告を完了し、GIRO により法人所得税を納付する場合、以下の無利息分納が認められています：

- a. 会計年度終了後1ヶ月以内の ECI 申告：10か月の分納

- b. 会計年度終了後 2 ヶ月以内の ECI 申告：8 か月の分納
- c. 会計年度終了後 3 ヶ月以内の ECI 申告：6 ヶ月の分納

上記 2 ヶ月の延長を受けるためには、該当月の 26 日までに ECI 申告を完了させる必要があります。

予算案における提案

現在 GIRO で法人所得税を納付している法人で、会計年度終了後 3 ヶ月以内に ECI 申告を行った法人には自動的に無利息分納期間が 2 ヶ月延長されます。具体的には以下の法人に適用されます。

- a. ECI を 2020 年 2 月 19 日から 2020 年 12 月 31 日までに申告する企業
- b. ECI を 2020 年 2 月 19 日より以前に申告し、2020 年 3 月時点において分納している企業（当該企業に対しては、2020 年 3 月 5 日までに IRAS より自動的に 2 ヶ月の延長がなされる旨のレターが発行）

申告月毎の現在の分納期間及び 2 ヶ月の延長を加味した期間は以下の表の通りです：

| ECI 電子申告 | 現行の分納期間 | 2 年の延長を加味した分納期間 |
|----------------|---------|-----------------|
| 会計年度終了後 1 ヶ月以内 | 10 | 12 |
| 会計年度終了後 2 ヶ月以内 | 8 | 10 |
| 会計年度終了後 3 ヶ月以内 | 6 | 8 |
| 会計年度終了後 3 ヶ月後～ | 分納不可 | 分納不可 |

未使用の減価償却（capital allowance）及び営業損失(trading losses)の繰り戻し（適格控除）対象賦課年度の拡大

現在の繰戻控除制度（carry-back relief）の下では、条件次第ではあるものの、当賦課年度において未使用の CA 及び営業損失(適格控除)を繰り戻して、適格控除額の S\$100,000 を上限として、直近の賦課年度の課税所得と相殺することができることとされておりました。

予算案における提案

2020 賦課年度では、繰戻控除制度が拡充され、2020 賦課年度の適格控除は、適格控除額 S\$100,000 を上限として直前の 3 年間まで繰り戻すことができます。

納税者は、2020 賦課年度の確定申告を行う前に、2020 賦課年度に使用可能な控除見積額を、直前の 3 事業年度に繰り戻すことができます。

変更の詳細については、IRAS より 2020 年 3 月までに公表される予定です。

機械及び設備（P&M）の取得価額の早期償却オプション

現在、P&M を事業のために取得する場合、その資本的支出について、減価償却費（キャピタルアローワンス）の損金算入が認められています。減価償却費は、ITA の第 6 表に基づく耐用年数又は ITA 第 19A 条 (1) に規定されている 3 年のいずれかの期間にわたり損金算入することが認められています。

予算案における提案

2021 賦課年度(2020 会計年度)において、P&M の取得に伴い資本的支出を伴う納税者は、2 年で早期償却するオプションが付与されます。このオプションを使用した場合、取り消すことはできません。

早期償却割合は以下の通りです。

- a. 初年度、取得価額の 75%を損金算入(2021 賦課年度)
- b. 翌年度、上記取得価額の 25%を損金算入(2022 賦課年度)

上記のオプションは、ITA 第 19 条および 19A 上で現在利用可能なオプションに追加されます。

修復費及び改修費の早期償却オプション

ITA 第 14Q 条に基づき、商業、職業又は事業のために適格な修復費及び改修費の支出をした納税者は、当該支出が発生した基準期間以降連続する 3 賦課年度において、当該支出に対して損金算入することが認められています（各賦課年度の上限額は S\$300,000）。

予算案における提案

2021 賦課年度(2020 会計年度)において、商業、職業又は事業のために適格な修復費及び改修費の支出をした納税者は、一時で損金算入するオプションが付与されます。なお、3 賦課年度連続で S\$300,000 の損金算入金額の上制限は適用されます。

このオプションを使用した場合、取り消すことはできません。

国際化のための二重費用控除(DTDi)制度の延長及び拡大

DTDi スキームでは、Enterprise Singapore 又は Singapore Tourism Board(STB)の承認を条件として、適格な市場拡大および投資開発費用に対して 200%の損金算入が認められています。

各賦課年度ごとに以下の活動で発生した費用のうち最初の S\$150,000 に対する費用控除については、Enterprise Singapore または STB による事前の承認を必要としません。

- a. 海外事業開発出張・派遣;
- b. 海外投資研修旅行・派遣;
- c. 海外見本市への参加
- d. 認定された国内の見本市への参加

DTDi スキームは 2020 年 3 月 31 日に失効します。

予算案における提案

特に中小企業の国際化を促進するため、DTDi スキームを 2025 年 12 月 31 日まで延長することが提案されました。

さらに、DTDi スキームの適用範囲を拡大し、以下を対象とします。

- a. 適切な人材を発掘し、ビジネスネットワークを構築するための海外での新規事業開発に関する第三者コンサルティング費用
- b. 海外事業活動に伴う新たな費用(すなわち、海外のビジネス会議や見本市で製品/サービスを売り込むための場所の講演料、事業活動中に使用される材料/サンプルの輸送費、および製品/サービスを促進するためのビジネス・ネットワーク・イベントを手配するための第三者コンサルタント費用)。

上記対象範囲の拡大は、2020 年 4 月 1 日以降に発生する費用に適用されます。

Enterprise Singapore は、詳細を 2020 年 3 月までに公表する予定です。

M&A 制度の延長

2010 年に初めて導入された M&A スキームは、2015 年、特に中小企業を対象に戦略的な買収を通じた成長を後押しするために延長されました。

M&A スキームでは、一定の条件の下で、納税者に以下の税制上の優遇措置が認められています。

- a. 買収金額の 25%相当額の損金算入（各賦課年度毎、適格な買収金額の上限は S\$40,000,000 で、5 年定額償却）
- b. M&A 取引に基づく普通株式の取得に係る証券に係る印紙税の軽減 (年間 S\$80,000 を上限)
- c. 適格な M&A 取引で発生した取得関連費用に対する 200%の損金算入（各賦課年度毎ごとの支出上限は S\$100,000）

2012 年以降、シンガポールにおいて設立された税務上の居住者である最終持株会社が買収企業を保有しなければならないという要件は、ケースバイケースで免除される場合があります。

本制度は 2020 年 3 月 31 日に失効します。

予算案における提案

2025 年 12 月 31 日までに行われる適格な普通株式の買収に延長されます。

2020 年 4 月 1 日以降に行われる買収については、以下を除き、本制度の変更はありません。

- a. 印紙税の免除は、2020 年 4 月 1 日以降に締結される契約書については適用されません
- b. 2020 年 4 月 1 日以降に行われる買収について、シンガポールで設立され、シンガポール税務上居住者である最終持株会社が買収企業を保有していなければならないという要件の免除は認められません

保険業に対する優遇税制の延長

保険業開発(IBD)の包括スキームについて、以下は 2020 年 3 月 31 日に期限切れを迎える予定です。

- a. IBD 制度: オンショア及びオフショアの生命再保険、オンショア及びオフショアの一般保険及び再保険 (火災、自動車、労働災害補償、傷害補償及び健康保険を除く) から得られる適格所得に対して、認定された保険業者は 10 年間にわたり 10%の優遇税率を適用;
- b. IBD キャプティブ保険制度: オンショア及びオフショアの生命再保険、オンショア及びオフショアの一般保険及び再保険 (火災、自動車、労働災害補償、傷害補償及び健康保険を除く) から得られる適格所得に対して、認定された保険業者は 5 年間にわたり 10%の優遇税率を適用;
- c. IBD の船舶・損害賠償責任保険事業制度: オンショア及びオフショアの船舶保険および再保険から得られる適格所得に対して、認定された保険業者は 5 年間にわたり 10%の優遇税率を適用

予算案における提案

アジアの保険・再保険センターとしてのシンガポールの価値提案を支援するため、IBD 及び IBD のキャプティブ保険制度を 2025 年 12 月 31 日まで延長することを提案しました（優遇税率は 10%）。

IBD の包括スキームを合理化・簡素化するため、IBD の船舶・損害賠償責任保険事業制度は 2020 年 3 月 31 日に期限切れします。同制度の廃止により、同制度の適用を受けていた保険業者は IBD 制度の下でインセンティブを受けることになります。

IBD の包括スキームの下でのすべてのインセンティブの適用期間を調整するため、2020 年 4 月 1 日以降に承認されたすべての新規および更新 IBD 制度のインセンティブは 5 年間付与されます。

MAS は、2020 年 5 月までに変更の詳細を発表する予定です。

海事セクター・インセンティブ(MSI)の延長及び拡大

MSI において、船舶運航事業者、船舶リース事業者及び特定の船舶関連支援サービスの提供者に対し、以下の表に示す税制上の優遇措置が適用されます。

| | |
|--------------------------|--|
| 船舶運航事業者 | 現在 |
| a) 認定された海運業者 (MSI-SRS) | シンガポール船籍の船舶運航から生じる適格所得は免税 |
| b) 認定された国際海運業者 (MSI-AIS) | <ul style="list-style-type: none"> 非シンガポール船籍の船舶運航から生じる適格所得は免税 MIS-AIS 親会社および管理会社による、インハウスの船舶管理所得は免税 |
| 船舶リース事業者 | 現在 |
| c) 海運関連リース業者(MSI-ML) | <ul style="list-style-type: none"> 船舶リースから生じる適格所得は免税 認定された船舶投資会社の管理から得られる適格所得に対する優遇税率 10% |
| d) MSI-ML (コンテナ) | <ul style="list-style-type: none"> 適格の海上コンテナとインターモーダル機器（同コンテナに付随）のリースから生じる適格所得は 5%又は 10%の優遇税率 認定されたコンテナ投資会社の管理から得られる適格所得は 10%の優遇税率 |
| 船舶関連支援サービス | 現在 |
| e) 海運関連支援サービス(MSI-SSS) | <ul style="list-style-type: none"> 認定された船舶投資会社の管理から得られる適格所得（増加分）に対する優遇税率 10% |

(c) 及び (d) については、印紙税の免除は、認定を受けた海運会社又はコンテナ投資会社による、特別目的会社の株式の取得のために 2021 年 5 月 31 日以前に締結された証書に適用される。

さらに、一定の条件のもと、適格資産(船舶、コンテナ等)の建設または購入の資金を調達するために 2021 年 5 月 31 日以前に締結された財務アレンジメント契約に関して、適格 MSI 受益者が非居住者(シンガポールの PE を除く)に行う適格支払いに対して源泉税の免除が認められます。

適格のエントリープレーヤー向けの MSI-AIS、MSI-ML(船舶)、MSI-ML(コンテナ)と MSI-SSS は 2021 年 5 月 31 に失効します。

予算案における提案

シンガポールを国際海運センターとして引き続き発展させるために、MSI スキームは 2026 年 12 月 31 日まで延長され、源泉税免除は 2026 年 12 月 31 日以前に締結される適格な財務アレンジメントに係る支払いまで延長されます。

MSI 制度に次の変更が加えられます。

- 「MSI-AIS」におけるインハウス船舶管理所得免税の対象範囲を、「MSI-AIS Sister Company」及び「MSI-AIS Local Subsidiary」からの所得に拡大します。
- シンガポール船籍(SRS)に暫定的に登録されている船舶の運航から得られる所得について、正式な船舶国籍証明書の取得有無に関わらず、MSI-SRS 制度の下免税となります。仮に、その後正式な証明書を取得できなかった場合には、免税は仮証明書の発行日から 1 年間のみ認められます。

c. 2021年6月1日以後に締結された証書に対する印紙税の免除は認められません。

(a) および (b) の提案は、2020年2月19日以後に得られる適格所得について、既存及び新規の受益者に適用されます。

Maritime&Port Authority(MPA)は、2020年5月までに変更の詳細を提供する予定です。

預入証拠金の源泉税免除の拡大

現在、預入証拠金（margin deposit）に係る利息について、とりわけ条件の中に、そのような支払いが承認された取引所(証券先物法第8条の認可を受けた取引所)のメンバーによって行われ、スポット外国為替(シンガポール・ドルに関するもの以外)、金融先物または金先物の取引の契約の下で行われる場合、源泉税が免除されます。

予算案における提案

源泉税免除の提供範囲が以下のように拡大されます。

| 項目 | 現在 | 提案（太字） |
|------|--|--|
| 対象法人 | 認定取引所のメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ● 認定取引所のメンバー ● 認定された決済機関のメンバー ● 認定取引所 ● 認定決済機関 |
| 対象商品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 直物外国為替(シンガポール・ドルに関するもの以外) ● 金融先物取引 ● 金先物 | <ul style="list-style-type: none"> ● 直物外国為替(シンガポール・ドルに関するもの以外) ● 金融先物取引 ● 金先物 ● 認定取引所又は認定決済機関で取引される、その他すべてのデリバティブ |

上記改正は、2020年2月19日以降に締結された契約に適用されます。源泉税免除の延長は、金融セクターに対する他の源泉税免除規定とともに、2022年12月31日までに見直される予定です。

金融財務センター(FTC)制度の延長及び拡大

現在、認定された FTC が適格な活動又はサービスから得た適格な所得に対して 8%の優遇税率が適用されますが、要件として、2017年所得税規則に規定されている適格な源泉からの資金を使用する必要があります。

本制度は 2021年3月31日に失効します。

予算案における提案

シンガポールにおける金融・財政活動を引き続き奨励するため、FTC 制度は 2026年12月31日まで延長され、2020年2月19日以降、以下の提案があります。

a. 適格な資金源泉リストに、2020年2月19日以降発行された転換社債によって調達された資金を含みます。

b. FTC の適格活動リストに、法人形態をとらないプライベート・エクイティ又はベンチャー・キャピタル・ファンドへの取引又は投資を含むように拡大されます。認定された FTC が、2020 年 2 月 19 日以降当該活動から得た所得は、優遇税率の適用対象となります。

グローバル・トレーダー・プログラム(GTP)の延長及び見直し

GTP においては、認定されたグローバル・トレーディング会社が、適格取引から得た所得に対し、5%又は 10%の優遇税率が適用されます。また、認定されたグローバル・トレーディング会社は、その他の GTP 対象商品の取引から生じる所得に対し、5%又は 10%の優遇税率の適用を受けているかどうかにかかわらず、液化天然ガス(LNG)の取引から生じる所得に対しては 5%の優遇税率が適用されます。

GTP は 2021 年 3 月 31 日に失効します。

GTP ストラクチャード・コモディティ・ファイナンス(GTP[SCF])においては、認定された GTP(SCF)企業が獲得した適格所得に対して 5%又は 10%の優遇税率が適用されます。GTP(SCF)は 2021 年 3 月 31 日に失効します。

予算案における提案

シンガポールのグローバル貿易ハブとしての地位をさらに強化し、シンガポールにおける SCF 活動を促進するため、GTP は 2026 年 12 月 31 日まで延長されます。

GTP に次の変更が加えられます。

- a. GTP(SCF)の適格活動は 2020 年 2 月 19 日以降 GTP に包含されます
- b. GTP(SCF)は 2021 年 3 月 31 日以降失効します
- c. LNG の適格取引からの所得に対する 5%の優遇税率は、2021 年 3 月 31 日以降失効します。この結果、LNG は他の GTP 適合商品と同様に GTP において扱われることになります。

(b) について、既存の GTP(SCF)取得者は、適格要件を継続して満たす限り、インセンティブ期間満了まで、当該 GTP(SCF)に基づく優遇税制を引き続き享受することができます。

(c) について、既存の GTP 取得者は、適格要件を継続して満たす限り、インセンティブ期間満了まで、LNG の適格取引から得られる所得に対する 5%の優遇税率を引き続き享受することができます。

Enterprise Singapore は、2020 年 5 月までに変更の詳細を発表する予定です。

ベンチャー・キャピタル・ファンド及び同運用会社に対する優遇税制の延長及び見直し

現在、ITA 第 13H 条に基づき承認されたベンチャー・キャピタル・ファンドは、以下の所得について免税です（第 13H 条制度）。

- a. 適格投資からの投資利益;
- b. 外国会社からの受取配当金;および

c. 外国転換貸付株式に係る受取利息。

承認されたベンチャー・キャピタル・ファンドの運用会社は、ITA 第 43ZG に基づき、その運用収益に対し 5%の軽減税率が適用されます（ファンドマネジメント優遇税制）。

両制度は 2020 年 3 月 31 日以降に期限切れを迎える予定です。

予算案における提案

シンガポールを拠点とする企業へのベンチャーキャピタル投資を引き続き奨励するため、両制度を 2025 年 12 月 31 日まで延長されます。

また、両制度は以下の見直しが行われます。

(第 13H 条制度)

a. ITA 第 13CA 条、第 13R 条、第 13X 条及び第 13Y 条に基づくファンドスキームのインセンティブが適用される、特定投資からの特定所得に拡大

b. シンガポールで設立された法人及びパートナーシップ以外に、外国法人のベンチャー・キャピタル・ファンド又はシンガポールの Variable Capital Company (VCC) に拡大。

c. 最初の免税期間の上限（10 年間）を撤廃する一方、免税の全体期間の上限は 15 年のまま据え置き

d. 産業毎に決められた所定の控除率（本制度のファンドについては、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間は 88%）で、GST の仕入税額控除の適用を認める

(ファンドマネジメント優遇税制)

ベンチャー・キャピタル・ファンド運用会社ごとに認められていたインセンティブ総額の制限が撤廃されます。その代わりに、ファンドマネージャーに対するインセンティブについて、最長 5 年とし、条件付きで更新することができます。

上記の変更は 2020 年 4 月 1 日以後適用されます。

Enterprise Singapore は、2020 年 5 月までに変更の詳細を発表する予定です。

土地有効活用に関する減価償却(LIA)の延長

LIA 制度の目的は、産業用地の強化を奨励することです。LIA の下では、承認された LIA の建物の建設又は改修/拡張にかかる適格資本的支出の 25%の取得時減価償却が、当該支出の発生期間に関連する賦課年度において認められます。

また、完成した LIA 建物に対する一時的な入居許可証が発行されると、一定の条件のもと、資本的支出の 5%の年次償却が認められます。

本制度は 2020 年 6 月 30 日に失効します。

予算案における提案

シンガポールの土地不足を考慮すると、LIA 制度の目的は引き続き有効であるため、2025 年 12 月 31 日まで（LIA のために建物又は構築物が承認される最終日）延長することが提案されています。

ITA 第 19D 条に基づく、国際海底ケーブルシステムの破棄できない使用权（IRU）の取得に係る減価償却(WDA)の延長

事業等の目的で、国際海底ケーブルシステムの破棄できない使用权(IRU)を購入し支出を行った納税者は、一定の条件のもと、減価償却（WDA）が認められます。

本制度は 2020 年 12 月 31 に失効します。

予算案における提案

第 19D 条に基づく WDA 制度は、2025 年 12 月 31 日まで延長されます。すなわち、IRU の取得のために 2025 年 12 月 31 日以前に生じた適格な資本的支出について WDA が認められます。

ITA 第 14E 条に基づく研究開発費の追加控除制度の期限切れ

ITA 第 14E 条において、シンガポールにおいて、企業自身又は企業に代わって研究開発機関が実施する、EDB（経済開発庁）により事前承認された研究開発プロジェクトにかかる研究開発費について追加費用控除が認められています。

ITA 第 14E 条に基づく控除は、ITA に基づく同一の研究開発費に対するその他の控除を含めた上で、当該研究開発費の 200%が上限です。

ITA 第 14E 条の優遇措置は、2020 年 3 月 31 日に失効します。

予算案における提案

既存の ITA 第 14E 条の適格者は、一定の承認期間を経過するまで、同条に基づく追加費用控除を引き続き受けることができます。

ITA 第 19 条及び第 6 表に基づく、機械及び設備（P&M）の耐用年数の簡素化

現在、ITA の第 6 表は、ITA の第 19 条に基づく、P&M の年間の減価償却費（キャピタル・アローワンス）を計算するための耐用年数を規定しており、P&M の種類によって、5 年、6 年、8 年、10 年、12 年又は 16 年です。

予算案における提案

ITA 第 6 表の P&M の法定耐用年数を簡素化します。ITA の第 19 条に基づいて年間減価償却費を控除する企業は、以下のいずれかの選択が可能です（ただし、一度選択すると変更不可）。

- a. 第 6 表の P&M の現在の耐用年数が 12 年以下の場合、6 年又は 12 年を選択
- b. 第 6 表の P&M の現在の耐用年数が 16 年である場合、6 年、12 年又は 16 年を選択

上記は 2022 年以降に取得した P&M に適用されます。また、P&M が 2022 年以前に購入され、かつ、取得時及び年次の減価償却費を控除していない場合にも適用されます。

資本的補助金による支出に対する税制上の取扱いの見直し

シンガポールは資本的性質の収入に対して課税しないため、政府及び法定機関からの資本的補助金の受領者は、受領した補助金について課税されないと同時に、当該補助金を使用して発生した支出について所得控除等が可能です。

一方、政府又は法定機関からの収益的補助金の受領者は、受領した補助金について課税されますが、当該補助金を使用して発生した支出について所得控除等が可能です。

一方、政府又は法定機関からの収益的補助金の受領者は、受領した補助金について課税されますが、当該補助金を使用して発生した支出について所得控除等が可能です。

予算案における提案

2021 年 1 月 1 日以降に承認された、政府又は法定機関から受領する資本的補助金に関して、受領者は、支出のうち当該補助金によって賄われている部分について所得控除等はできません。

普通株式キャピタルゲインに対する非課税の延長及び見直し

ITA の第 13Z 条において、企業が 2012 年 6 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日までの間に普通株式を処分することによるキャピタルゲインは、次のいずれの条件を満たす場合非課税となります。

- 処分対象の普通株式の 20%以上の普通株式を保有していること
- 処分対象の普通株式の 20%以上を、処分直前に 24 か月間以上継続保有していること

本制度は、シンガポールの不動産の売買又は保有を業務とする被投資会社(不動産開発以外)の非上場株式の処分には適用されません。

本制度の適用対象外となる株式の処分に係る税務上の取扱いは、個々の事実関係に基づき判断します。

予算案における提案

第 13Z 条は、2022 年 6 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に企業が行う普通株式の処分に適用されます。

しかし、本制度は、シンガポール国内外で不動産の売買、保有又は開発を行う投資先企業の非上場株式の処分は適用対象外とされました。

上記の変更は、2022 年 6 月 1 日以後に処分される株式に適用されます。

その他の条件及び本制度の適用対象外取引について変更はなく、IRAS は 2020 年 6 月までに提案の詳細を公表する予定です。

個人所得税

個人所得税率

予算案における提案

個人所得税率の変更はなく、個人所得税の還付も発表されませんでした。

非居住者仲介者(non-resident mediators : NRMs)に対する源泉税(WHT)免除の延長

現在、NRM は、15%源泉税の対象となっている一方、純利益ベースで 22%の課税を選択することもできます。現状、2015 年 4 月 1 日からシンガポールで実施された活動に伴い NRM が得た収入は 2020 年 3 月 31 日までは、条件付きで免税となり、2020 年 3 月 31 日以降に免税は失効する予定です。

予算案における提案

源泉税 (WHT) 免除は 2022 年 3 月 31 日まで延長されます。

非居住者仲裁人(non-resident arbitrators : NAR)に対する源泉税(WHT) 免除の延長(NRA)

現在、NRA は、総所得の 15%が源泉税の対象となっており、純利益ベースで 22%の課税を選択することもできます。2002 年 5 月 3 日以降は、シンガポールで行われる NAR の業務について、条件付きで税を免除されますが、2020 年 3 月 31 日以降に免税は失効する予定です。

予算案における提案

WHT 免除は 2022 年 3 月 31 日まで延長されます。

非居住者芸能人(non-resident public entertainers : NRPE)の源泉税(WHT)率低減期間の延長

NRPE は、シンガポールで実施されるサービスに関して、総所得に対して 15%の税率で WHT の対象となりますが、2010 年 2 月 22 日から 2020 年 3 月 31 日までに NRPE に支払われた金額については WHT は 10%に低減していますが、2020 年 3 月 31 日以降に免税は失効する予定です。

予算案における提案

10%の低減税率の期間は 2022 年 3 月 31 日まで延長されます。

エンジェル投資家控除(AITD)制度の失効

AITD スキームは、シンガポールを拠点とするスタートアップへのエンジェル投資を刺激するため、2010 年予算教書で導入されました。AITD スキームでは、承認されたエンジェル投資家は、条件付きで、適格投資の費用の 50%の税額控除が認められます。

予算案における提案

税制の柔軟性と成長を維持するため、AITD 制度は 2020 年 3 月 31 日以降失効します。

AITD の廃止により、シンガポールを拠点とするスタートアップは、スタートアップ SG プログラム(共同投資、ローン、コンセプトの証明、助成金、メンターシップ、場所の提供を通じてスタートアップを総合的にサポート)のような他の政府スキームを通じて資金調達を行うことができます。

2020 年 3 月 31 日以前に承認された AITD により事業を開始したエンジェル投資家は、AITD スキームに基づく税額控除を引き続き受けることができます。

Enterprise Singapore は、2020 年 3 月までに既存エンジェル投資家の移行プランの詳細のアナウンスを行います。

55 歳以上 70 歳未満のシンガポール永住者（SPR）の従業員 CPF 拠出率の上昇

現在、55 歳を超えるシンガポール人及びシンガポール永住者(SPR)の従業員の CPF 拠出率は 55 歳以下より低く、労働市場における雇用メリットを高めるとともに手取り給与への影響を軽減しています。低い CPF 拠出率は雇用促進のため 10 年以上前から導入されています。

2015 年度予算では、政府は高齢労働者の残留を奨励すること、及び高齢労働者に対する退職金としての CPF の確保するために、50 歳から 65 歳までのシンガポール人と SPR の従業員に対する CPF 拠出率を引き上げました。

予算案における提案

シンガポール人及び SPR の CPF 拠出率は、55 歳から 70 歳までの労働者が段階的に引き上げられ、2030 年頃までには、60 歳以下の労働者は完全な CPF 拠出率を享受する見込みになります。

最初の引上げは 2021 年 1 月 1 日(下記表を参照)から実施されますが、その後の引上げ時期は経済状況によって決定されます。

CPF 総拠出率(雇用者と従業員)労働者年齢

| 年齢 | 現行レート | 2021 年 1 月以降 新レート | 2030 年の想定レート |
|-----------|-------|----------------------|--------------|
| 55 歳以下 | 37% | 変更なし | 変更なし |
| 55 歳～60 歳 | 26% | 28% ^ | 37% |
| 60 歳～65 歳 | 16.5% | 18.5% ^ | 26% |

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-----------|
| 65 歳～70 歳 | 12.5% | 14% | 16.5% |
| 70 歳以上 | 12.5% | No change | No change |

^CPF 拠出率の増加分は、雇用主と従業員の間で均等に分配されます。

CPF 拠出率の引き上げは、現行の CPF 給与の上限に応じて、雇用者の法定 CPF 拠出に対する税額控除と従業員の CPF 拠出に対する税額控除を引き上げられます。

間接税

GST 税率

2018 年度予算案において、政府は、特にシンガポールの高齢化人口に照らして、将来の支出を補う十分な税収を確保するために、GST 税率（現在 7%）を、2021 年から 2025 年の間に 9%へ引き上げること、またタイミングについて 2021 年に近い時期に税率の引き上げが望ましいと述べました。

予算案における提案

政府は予算案の中で、2021 年においては、GST 税率を 7%から 9%へ引き上げないと発表しました。

その他

Market Readiness Assistance(MRA)の拡大

MRA は、2013 年に導入された、企業の海外進出を支援するための総合的な企業助成制度です。中小企業の海外進出支援、取引先の発掘、商品・サービスの販売促進を目的とした事前調査活動を支援しています。

MRA の適格要件には、シンガポールで登録/法人化され、現地資本比率が 30%以上、グループ年間売上高が S\$100,000,000 以下、または従業員数が 200 人以下の事業体が含まれます。

対象となる中小企業は、対象となるコストの最大 70%を受け取ることができます。上限は各企業の会計年度(4 月 1 日から 3 月 31 日まで)ごとに S\$20,000 で、年度毎に最大 2 件の申請が可能です。また、申請毎に一つの活動に制限されます(例えば、市場参入や見本市への参加)。

上現行スキームは、は 2020 年 3 月 31 日に失効します。

予算案における提案

中小企業の国際化加速を推進するため、政府は、MRA を以下のように強化します。

- ・ 支援対象活動の範囲を拡大:
 - － 自由貿易協定(FTA)を活用する企業を支援するコンサルティング・サービス
 - － 市場内での事業展開
- ・ 2020 年度から 2022 年度の期間中に、補助額上限を年間 S\$20,000 から、新規市場あたり S\$100,000 に引き上げ
- ・ コストの 70%の支援をさらに 3 年間、2023 年 3 月 31 日まで延長

電気自動車、ハイブリッド車の道路税制改正

現在、電気自動車と電気二輪車は、車両の出力規格に基づき、各車両出力タイプ別の既存の道路税スケジュールに従って道路税を支払いますが、ハイブリッド車は、エンジン容量または出力タイプ別のスケジュールいずれか高い金額を支払います。これとは別に、電気軽貨物自動車(LGVs のメンバー)及び電気貨物旅客自動車(GPV)は、燃料の種類及び最大積載重量に基づき、それぞれの車両の種類に応じたスケジュールに従って道路税を支払います。

予算案における提案

2021 年 1 月 1 日以降に登録された電気自動車の道路税スケジュールは以下の通りで、EV 一括項目が追加されま

す。

2020年4月1日以降の免許期間については、電気二輪車の道路税スケジュールが拡大され、より高い出力区分が追加されます。2021年1月1日以降に登録された電気二輪車については、道路税スケジュールにEV一括項目が追加されます。

詳細な内容につきましては、Singapore Budget 2020 Commentary の P33～35 を参照ください。

ジョブ・サポート・スキーム(JSS)

政府は、COVID-19の影響による経済的不確実性に直面している企業が現地従業員を雇用し続けることを支援するという政府のコミットメントの一環として、JSSを導入します。

予算案における提案

JSSは2020年の暫定的な措置です。政府機関(国内外の)及び駐在員事務所を除く全ての雇用者がJSSの適用対象です。

雇用者は、2019年10月から2019年12月までのCPF給与で、現地従業員(シンガポール市民およびシンガポール永住権所持者のみに適用)の月額給与総額の8%を現金で受け取ることができます。ただし、従業員一人当たりの月給の上限はS\$3,600です。事業主に支払われる賃金は補助金の対象になりません。

JSSの計算例（単位：S\$）

| | 2019年10月 | 2019年11月 | 2019年12月 | 合計 |
|---------------------------|----------|----------|----------|--------|
| 現地従業員に支払われる賃金（雇用者のCPFを除く） | 3,000 | 3,500 | 4,000 | 10,500 |
| 適格賃金(上限は\$3,600) | 3,000 | 3,500 | 3,600 | 10,100 |
| 雇用者へのジョブ・サポートの支払(適格賃金の8%) | 240 | 280 | 288 | 808 |

雇用者はJSSを申請する必要がなく、助成金は、CPF 拠出データに基づいて自動的に計算されます。雇用者は2020年7月31日までにIRASからJSSの支払いを受けることができます。

賃金クレジット・スキーム(wcs)の拡大

WCSは、企業が変革の取り組みに着手するのを支援し、雇用者が賃金引上げに協力して資金拠出することで、生産性向上による価値を労働者と共有することを奨励します。2013年度予算案で導入され、2015年度予算案と2018年度予算案で拡大されました。

予算案における提案

WCS を 2 年間(2019 年度及び 2020 年度)拡大することが提案され、政府の賃金引上げに対する拠出水準は、2019 年には 20%、2020 年には 15%です。

例として、

- ・ 拡大された WCS の下では、雇用者が適格従業員の月給を 2017 年から 2020 年まで毎年 S\$100 ずつ引き上げた場合、政府は 2019 年の賃金上昇額に対しては 20%、2020 年の賃金上昇額については 15%の資金提供を行います
- ・ これは、2019 年及び 2020 年の新規及び持続的な賃金上昇総額 8,400 ドルのうち S\$1,440 が雇用者に支払われることを意味します。この政府助成金は、現行の WCS の場合よりも S\$420 多い金額です。
- ・ 同じ例を使用して、月額給与上限を S\$5,000 に引き上げた場合、WCS 適用資格のある従業員の月額給与総額が 2016 年に S\$4,700 であれば、その従業員は 2019 年と 2020 年に合計 S\$8,400 の新規かつ持続的な賃上げを受けることになり、政府はそのうちの S\$1,260 を資金提供します。

詳細な内容につきましては、Singapore Budget 2020 Commentary の P37 を参照ください。

適格商業用不動産に対する固定資産税リポート

固定資産税は資産税の一形態であり、シンガポールでは不動産に課せられます。現在、商業ビルや工業ビルなどの非居住用不動産には、年間資産価値の 10%（固定）が課税されます。

予算案における提案

安定化・支援パッケージの一環として、適格商業用不動産には、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に納付される固定資産税のリポートが認められます。

詳細な内容につきましては、Singapore Budget 2020 Commentary の P38 を参照ください。

シニアワーカーサポートパッケージ

2030 年までに、定年退職年齢（62 歳から 65 歳へ）及び再雇用年齢（67 歳から 70 歳へ）を引き上げるのに伴い、55 歳から 70 歳までまでのシンガポール人とシンガポール永住者（SPR）の CPF 拠出率をに引き上げます。

予算案における提案

2022 年における定年退職年齢及び再雇用年齢の引き上げと、2021 年における CPF 拠出率の増加に事業主が適応することを支援するため、政府は以下のシニア労働者支援パッケージを導入します。

- a. 雇用主が 55 歳以上のシンガポール人従業員を雇用する際に賃金との相殺可能な高齢者雇用クレジット(SEC)
- b. 2021 年の事業主 CPF 拠出率上昇分の半額相殺
- c. 定年退職年齢や再雇用年齢を法定年齢以上に引き上げる企業支援するための助成金

d. 希望する全てのシニア従業員を対象に、パート再雇用を行う企業を支援する「パート再雇用助成金」

1. SEC

SEC は、55 歳以上のシンガポール人従業員を雇用している雇用主に対し、月額 S\$4,000 まで支給し賃金と相殺します。SEC は、2020 年 12 月 31 日に失効する既存の特別雇用信用及び追加的特別雇用信用制度に代わるものです。

従業員の年齢シンガポールの(2021 年 1 月 1 日現在)雇用主の最大賃金相殺額

| 従業員の年齢 (2021 年 1 月 1 日時点) | 55 歳以上のシンガポール人従業員を雇用している雇用主に対し 月収 4,000 ドルまでの従業員給与に対するの賃金相殺上限 | |
|------------------------------|--|------|
| | 2021 | 2022 |
| 55～59 | 2% | 1% |
| 60～64 | 3% | 3% |
| 65～再雇用年齢-1 | 5% | 5% |
| 再雇用年齢以上 | 8% | 8% |

適用期間：2021 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日

2.CPF 移行措置

シンガポール人及び SPR の 55 歳以上から 70 歳までの CPF 拠出率は、2021 年 1 月 1 日に引き上げられます。CPF 移行措置は、雇用主の CPF 拠出率の増加分の半分を相殺し、CPF の給与上限である月額 S\$6,000 まで提供されます。

| 従業員年齢 (2021 年 1 月 1 日現在) | >55-60 | >60-65 | >65-70 |
|-----------------------------|----------------|------------------|------------------|
| CPF 拠出率合計 | 28% (+ 2%ポイント) | 18.5% (+ 2%ポイント) | 14% (+ 1.5%ポイント) |
| 従業員 CPF 拠出率 | 14% (+ 1%ポイント) | 8.5% (+ 1%ポイント) | 6% (+ 1%ポイント) |
| 雇用主 CPF 拠出率 | 14% (+ 1%ポイント) | 10% (+ 1%ポイント) | 8% (+ 1%ポイント) |

| | | | |
|----------------------------------|------|------|-------|
| CPF 移行オフセット（雇用主の CPF 拠出率の増加分の半分） | 0.5% | 0.5% | 0.25% |
|----------------------------------|------|------|-------|

有効期間：2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日

3. シニアワーカー早期採用助成金

政府は、事業者の定年退職及び再雇用年齢を法定年齢上に引き上げることを支援するため、企業に早期採用補助金を提供します。この補助金を受けるためには、企業は人事方針と雇用契約の変更を正式に承認し、その変更を従業員に伝えなければなりません。

詳細は後日発表予定です。適用期間:2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日

4. パート再雇用助成金

政府は、パートタイム再雇用を希望する適格シニア従業員にパートタイム再雇用を提供することを約束する企業に対し、パートタイム再雇用助成金を支給します。これは、働き続けたいがパートタイムベースでの再雇用を希望するシニア従業員を支援するものです。

詳細は後日発表予定です。適用期間:2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日

外国人課徴金制度（Foreign Worker Levy: FWL）

予算案における提案

FWL はシンガポールにおける外国人労働者の数を規制するための課徴金制度です。

そのレートはすべてのパス・タイプ、セクター、階層で変更はありません。ただし、建設、造船、加工業の課徴金は 2 段階（2021 年 1 月 1 日と 2023 年 1 月 1 日）で削減されます。経済の不確実性のため、製造業の課徴金数量規制は変わりません。

詳細な内容につきましては、Singapore Budget 2020 Commentary の P41 を参照ください。

以 上